

令和3年度自然にやさしい住宅リフォーム支援事業補助金の補助内容変更点

① 補助金の内容が変更になりました。

対象工事		限度額
ア	下水道事業計画区域及び農業集落排水事業採択地区以外の住宅に合併浄化槽を設置するためのトイレ等水廻りの住宅リフォーム工事	対象リフォーム工事に係る総工事費の1/3以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てとする (限度額1件につき7万円以内)
イ	公共下水道及び農業集落排水に加入していない住宅が加入するために実施するトイレ等水廻りの住宅リフォーム工事	
ウ	既に合併浄化槽を設置している住宅または公共下水道及び農業集落排水に加入している住宅に実施するトイレ等水廻りの住宅リフォーム工事	

「合併処理浄化槽設置整備事業費補助金」も令和3年度から内容が改正され、補助金額が増額になったことから、リフォーム補助金は「ア」も7万円になりました。

② 補助対象額が変更となりました。

「合併処理浄化槽設置整備事業費補助金」の補助対象工事が増えたことにより、「ア」の工事に関しては、「配管費用」や単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の「撤去費用」が対象外になりますので、申請の際は費用に含めないようにしてください。

③ 工事施工業者についての内容が変更になりました。

・工事を行うに際し、「リフォーム支援事業参加登録申請書(様式1号)」を提出しなくてもよい業者

ア 東北町業者等級名簿(建築工事)に登録されている業者

イ 東北町排水設備指定工事店に登録されている業者

工事を行うためには、事前に「様式1号(参加登録申請書)」を提出しなければなりませんが、令和3年度から、「東北町業者等級名簿(建築工事)」に登録されている業者のほか「東北町排水設備指定工事店」に登録されている業者も申請が不要となりました。

④ 申請様式が変更になりました。

補助内容の変更に伴い様式が変更になりましたので、新様式で申請してください。

「東北町ホームページ」→「暮らし・手続き」→「暮らし」→「下水道」→「各種様式等のダウンロード」からダウンロードできます。